

紀南地方老人福祉施設組合地球温暖化防止実行計画

2022年（令和4年）度～2027年（令和9年度）

令和4年12月

紀南地方老人福祉施設組合

目 次

第1章 地球温暖化とは

1 地球温暖化とは	2
2 地球温暖化防止に向けた国際的な動向	2
3 地球温暖化防止に向けた国内の動向	2

第2章 実行計画の基本的事項

1 計画の目的	3
2 計画の期間	3
3 計画の対象とする事務及び事業の範囲	3

第3章 温室効果ガス排出状況

1 対象とする温室効果ガスと算定方法	4
2 基準年度（2020（令和2）年度）の二酸化炭素総排出量・燃料別排出量	4
3 部課別二酸化炭素排出量	5

第4章 温室効果ガスの削減目標

1 温室効果ガスの総排出量に関する目標	6
2 各部局別削減目標	6
3 取り組みの具体的内容	6

第1章 地球温暖化とは

1 地球温暖化とは

地球温暖化問題とは、人の活動に伴って発生する二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇し、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つです。

私たちの社会は 19 世紀以降、産業の発展に伴い石炭や石油などの化石燃料をエネルギーとして大量に消費するようになり、大きく発展してきました。その一方で、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの大気中濃度は増加し、大気中の温度が上昇しています。地球温暖化対策推進法第1条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

2 地球温暖化防止に向けた国際的な動向

このような状況下、国際的な対応として、1992（平成 2）年の「地球サミット（環境と開発に関する国連会議）」では、「持続可能な開発のための人類の行動計画（アジェンダ 21）」の採択と大気中の温室効果ガス濃度の安定化に向けた「気候変動枠組み条約」に参加国 155 カ国が署名しました。1994（平成 4）年には「気候変動枠組み条約」が発効されて以降、締約国会議が毎年開催され、積極的な議論が行われてきました。1997（平成 9）年に京都で開催された「第 3 回締約国会議（COP3）」において、「京都議定書」が採択され、この中で先進国は温室効果ガスの排出量を 2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年の間に 1990 年レベルから 5%削減するという法的拘束力のある数値目標が定められました。

2015 年（平成 27 年）にフランス・パリで「気候変動に関する国際連合枠組条約」第 21 回締約国会議（COP21）」が開催され、京都議定書に代わる、2020（令和 2）年以降の温室効果ガス排出削減等の新たな国際枠組みとして、主要排出国を含む多くの国が参加し、締結国だけで排出量の約 86%、159 か国・地域をカバーする「パリ協定」が採択されました。

3 地球温暖化防止に向けた国内の動向

わが国においても、京都議定書にて温室効果ガスの排出量に関して具体的な削減目標が決定され、目標期間（2008（平成 20）年～2012（平成 24）年）において、1990（平成 2）年比 6% 削減することを公約として掲げました。京都議定書の採択を受けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が 1999（平成 11）年に施行され、国、地方公共団体、事業者および国民が一体となって地球温暖化に取り組むとされました。さらに、COP21 で採択されたパリ協定等を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が 2016（平成 28）年に閣議決定されました。

計画では 2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガスを 26%削減 するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期目標として 2050 年までに 80% の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものです。

第2章 実行計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、紀南地方老人福祉施設組合として、環境保全に向けた行動を自ら率先し積極的に実行することにより、環境への負荷を低減するため、環境保全温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定するものです。

2 計画の期間

計画の期間は、2022（令和4）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。温室効果ガス総排出量の削減目標の基準年度は2020（令和2）年度とします。また、目標年度を2027（令和9）年度とし、実行計画の実施・進捗状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて、適宜、見直しを行います。

3 計画の対象とする事務及び事業の範囲

本計画の対象とする範囲は、全ての事務及び事業とします。また、外部への委託等により実施する事務及び事業については、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な協力を要請します。

第3章 温室効果ガス排出状況

1 対象とする温室効果ガスと算定方法

対象とする温室効果ガスについては、温対法において、温室効果ガスの項目として定められているのは、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃) の7種類とされていますが、紀南地方老人福祉施設組合では最も排出量が多いと考えられる二酸化炭素 (CO₂) の削減に重点を置き、取り組みを進めます。

また各項目の排出量の算定方法については、電気は、令和4年6月15日付公表の「電気事業者別排出係数(政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用) - 令和2年度実績」における関西電力の排出係数を、その他燃料は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条(平成22年3月3日一部改正) 排出係数一覧」に定める排出係数を用いて算出することとします。

排出量算定に用いた排出係数

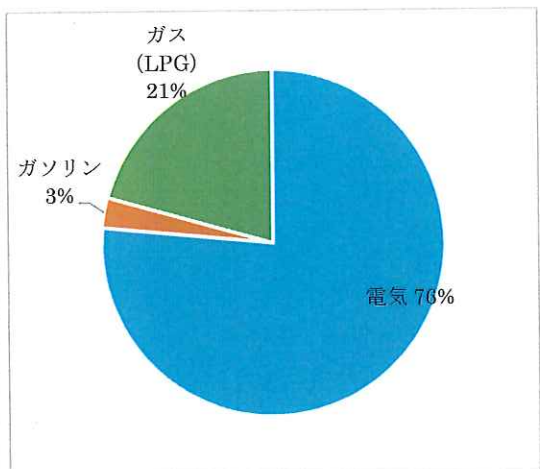
項目	単位	排出係数
電気	KWh	0.362
ガソリン	ℓ	2.32
灯油	ℓ	2.49
軽油	ℓ	2.58
A重油	ℓ	2.71
ガス (LPG)	Kg	3.00

2 基準年度(2020(令和2)年度)の二酸化炭素総排出量・燃料別排出量

2020(令和2)年度における温室効果ガス総排出量並びに燃料別排出量は、下記のとおりです。全使用燃料のうち、電気使用による排出量が最も多く、全体の約7.5割を占めています。

2020(令和2)年度の二酸化炭素排出量

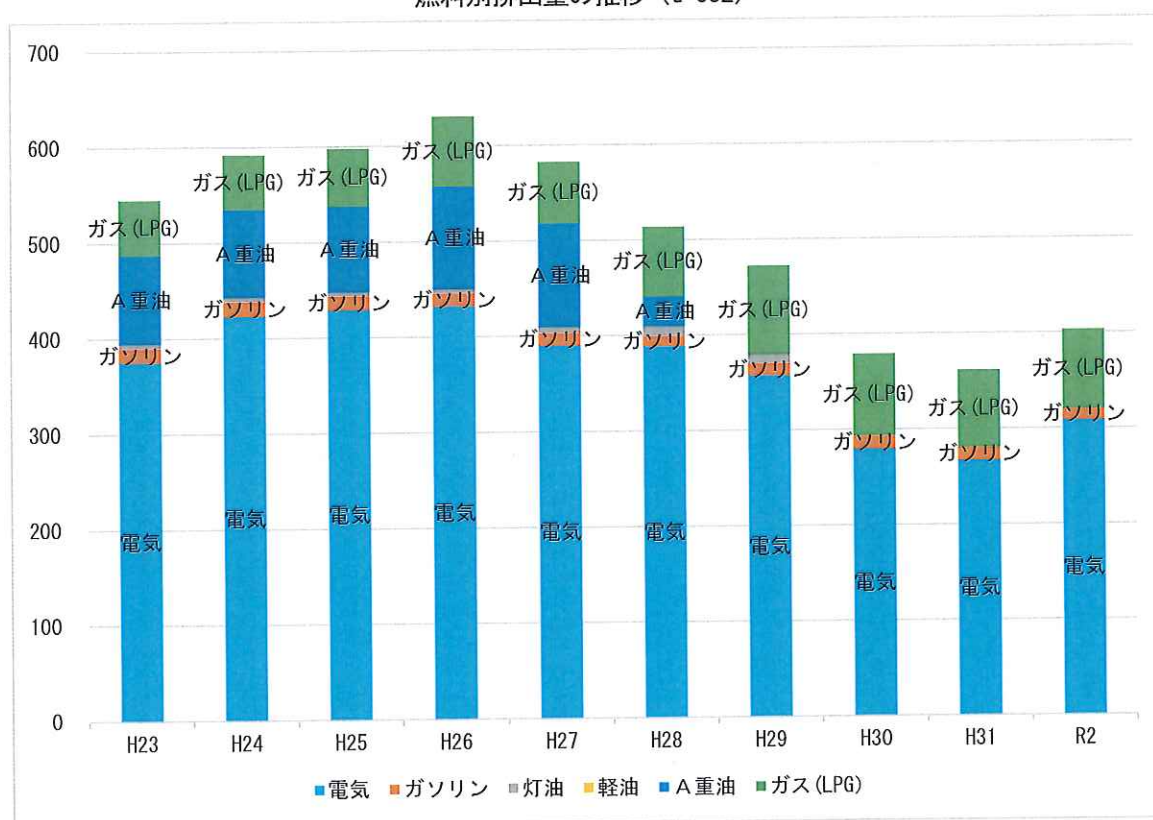
項目	使用量	排出量 (kg-CO ₂)
電気	853,182	308,851
ガソリン	4,901	11,369
灯油	0	0
軽油	0	0
A重油	0	0
ガス (LPG)	27,820	83,458
合計		403,678



燃料別排出量の推移 (t-CO2)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
電気	375	423	429	432	390	389	357	280	267	309
ガソリン	15	16	14	14	13	11	13	13	13	11
灯油	5	5	4	5	7	10	9	0	0	0
軽油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A重油	92	92	90	107	109	31	0	0	0	0
ガス(LPG)	58	57	60	73	64	73	93	86	81	83
合計	545	592	598	631	583	514	472	379	362	404

燃料別排出量の推移 (t-CO2)



3 部課別二酸化炭素排出量

令和2年度の部課別二酸化炭素排出量は、下記のとおりです。特別養護老人ホーム百々千園の排出量が全体の60.8%と最も多く、養護老人ホーム椿園が全体の37.4%となります。

部課別二酸化炭素排出量 (kg-CO2)

部名	課名	排出量
養護老人ホーム椿園	養護老人ホーム	149,699
特別養護老人ホーム百々千園	事務局	7,037
	特別養護老人ホーム	243,618

第4章 温室効果ガスの削減目標

温室効果ガスの排出状況から、本計画では二酸化炭素の排出量の削減に重点を置き、二酸化炭素の主な排出要因である電気及び燃料等からの排出量削減（省CO2）の取り組みを行います。新エネルギーの導入や省エネルギーに配慮し、排出量増加を抑制するため、数値目標を掲げます。

削減目標は、2020（令和2）年度の実績を基準に、2027（令和9）年度を目標年度として設定しており、取り組み内容の徹底を図ることにより目標の達成に努めます。

1 温室効果ガスの総排出量に関する目標

温室効果ガスの総排出量を2027（令和9）年度までに基準年度（2020（令和2）年度）と対比して3%削減することを目標とします。

温室効果ガス総排出量		
2016（平成28）年度実績	511,139 kg-CO2	削減率 △3（%）
2020（令和2）年度実績	400,353 kg-CO2	
2027（令和9）年度目標	388,342 kg-CO2	

2 各部局別削減目標

基準年度（2020（令和2）年度）の排出量及び部局別の目標年度（2027（令和9）年度）の排出目標は次の通りです。

部名	基準年度排出量 (2020年度)	削減目標	目標年度排出量 (2027年度)
養護老人ホーム椿園	149,698.85	△3%	145,207.89
特別養護老人ホーム百々千園	250,654.61	△3%	243,134.98
合計	400,353.47	△3%	388,342.86

単位：kg-CO2

3 取り組みの具体的内容

本計画を推進するにあたり、基本的に取り組むべき目標を下記に示し、環境にやさしい行動計画として、具体的に取り組む内容について定め、取組状況等を毎年点検分析することにより本計画の着実な進行を図ります。

(1) 電気使用量の削減
① 冷暖房使用時は、室内温度を冷房時26度以上、暖房時24度以下とする。
② エアコンフィルターの清掃を徹底する。
③ 冷暖房使用時の窓、出入り口の開放禁止を徹底する。
④ ウォーム・ビス、クール・ビスに積極的に取り組む。

⑤ 「節電」の張り紙をし、電力消費の削減を励行する。
⑥ 一時的に使用する部屋の消灯を励行する。
⑦ 照明器具等の使用は勤務時間内であっても必要最小限のものとし、その徹底に努める。
⑧ 蛍光灯管数の減灯に努める。
⑨ 使用しない機器等の電源を切る。また、退庁時の機器の電源オフを徹底する。
⑩ 電気ポット棟消費電力の大きなものは節電の徹底を図る。
⑪ エアコン、照明器具及びコピー機等の OA 機器の更新時には省エネルギー（省 CO2）型の機器の購入を優先する（LED 化等）。
⑫ 長期間使用しない電気機器のコンセントを抜き、待機電力の消費を抑制する。
⑬ 事務改善による定時退庁を推進する。特にノー残業デーの徹底を図る。
⑭ 上下階の移動は階段を利用し、エレベーターの運行を削減する。
(2) 節水の推進及びガス使用量の削減
① 節水の徹底を職員に啓発する。
② 水利用施設の新設、更新時は節水型設備を優先して導入する。
③ ガス機器（乾燥機、給湯器、コンロ等）は適正利用し、特に給湯器の種火は付けたままにしない。
(3) 化石燃料使用量の削減
① アイドリングストップ、急発進・急加速をしない運行を励行する。
② 公用車の整備及び維持管理（適正な空気圧等）を徹底し、適正な運行を図る。
③ 公用車更新時は低燃費型車両及び必要最低限の大きさの車両を導入するとともに、クリーンエネルギー自動車（ハイブリッド自動車等）の導入を検討する。
④ 公用車使用時は可能な限りカーエアコンの使用を控える。
(4) 用紙類使用量の削減
① 両面コピーや週刊誌綴じを徹底し、用紙使用量を削減するとともに、部数の多い場合は印刷機を使用する。
② 会議資料等は必要部数を精査し、用紙使用量を削減する。
③ コピー、印刷をするときは内容を確認し、ミスプリントの発生をなくす。
④ コピー、印刷をするときは可能な限り 1 枚の用紙に複数ページを印刷する。
⑤ パソコンから印刷する際には、印刷プレビューを活用し無駄な用紙の印刷をなくす。
⑥ ミスプリント用紙をメモ用紙に利用するなど有効利用を図る。
⑦ 不必要な FAX 送付状は省略する。
⑧ 施設内ネットワークを活用することで文書の電子化を図り、ペーパーレスを推進する。
⑨ 会議では、封筒を使用しないように努める。

⑩ 使用済み封筒は、再利用するよう努める。
(5) 廃棄物の減量とリサイクルの推進
① シュレッダーの使用は機密文書に限定し、必要最小限とする。
② ごみ減量のため使い捨て商品等の購入を抑えるとともに、資源ごみやペットボトル等の分別を徹底し、リサイクルを推進する。
③ コピー機、プリンター等の使用済みトナーカートリッジは再生使用を行う。
(6) グリーン購入の推進
① 保管している事務用品は定期的に点検し、有効活用を図る。
(7) 環境に配慮した建設工事等の推進と施設の適正管理
① マニフェスト管理の徹底と適正処理の確認を図る。
② 公共施設の建設や改築、設備の更新等については、新エネルギーの導入を促進するとともに省エネルギー（省CO2）、省資源等環境に配慮した設計を行う。
③ 業務用空調機器及び業務用冷凍冷蔵機器は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（2015（平成27）年4月1日施行）」に基づき、適正な管理に努める。
(8) 環境に関する研修
① 職員の環境保全の意識向上を図るため、環境研修の充実を図る。